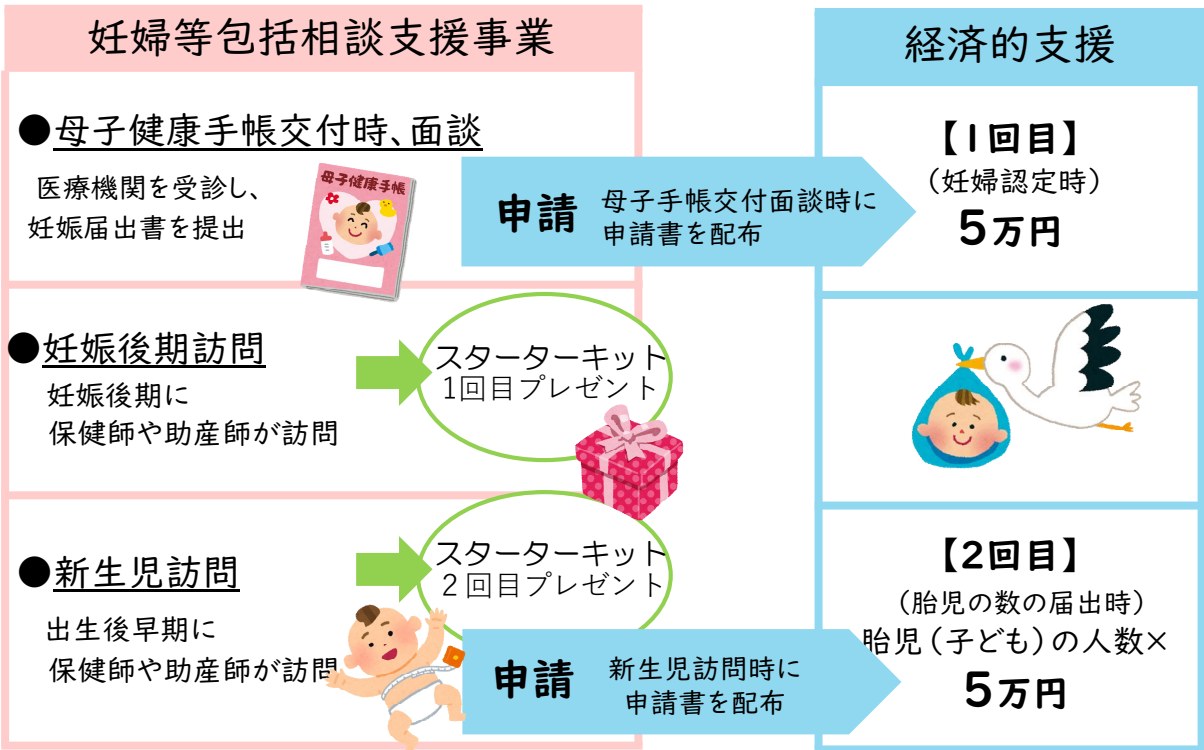


津野町 妊婦のための支援給付事業のご案内

津野町では、すべての妊婦さんと子育て家庭が安心して過ごせるよう、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と「経済的支援（妊婦のための支援給付事業）」を合わせて実施します。



※津野町では、切れ目のない相談支援を実施することを目的に、【2回目】の申請書は、新生児訪問時に配布を行います。

○対象者：申請時点で津野町に住民票があり、産科医療機関などを受診し妊娠の事実を確認した者（母子健康手帳交付が令和7年4月1日以降の方）

	申請期限
【1回目】 給付金支給	妊娠が確定した日（医療機関等による胎児心拍の確認日）から2年間
【2回目】 給付金支給	出産予定日の8週間前の日（死産・流産したときはその日）から2年間



お問い合わせ先
津野町 子育て世代包括支援センター「ほっとはぐ」
(津野町健康福祉課内) 電話：0889-55-2151